

平成27年11月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

(担当部署：環境生活部 消費生活・文化課

消費者行政班)

仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階

宮城県生協連内

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電話 022-727-9123

FAX 022-276-5160

消費者施策推進基本計画に対する意見

貴県において策定中の「宮城県消費者施策推進基本計画」の、第3期・素案につき、平成27年10月26日、貴県担当部署と宮城県生協連及び当ネットで意見交換会を開催頂きましたが、当日の意見交換において述べた意見の骨子と、追加意見を下記のとおり申し述べます。

記

- 1 基本計画案では、「消費者市民社会」が基本理念の一つとして位置づけられているが、施策計画案p13の「目指すべき姿」において、4つの社会の実現を目指す」として掲げられた1～4の項目に、消費者市民社会の考え方や具体的施策が十分盛り込まれていない。

具体的にいうと、「2 消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会」の記述や「4 環境に配慮した消費行動ができる社会」の記述に消費者市民社会の理念を受けた施策が含まれているという位置付けと思われる。2項では、「消費者被害を避け、被害に遭いにくくなります」とまとめられているが、消費者市民社会の理念の下で目指す消費者教育は、被害に遭いにくくなる教育だけではなく、「自らの消費生活に関する行動によって公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する」消費者の育成であり、目指すべき姿の中に、そのよう

な考え方や施策が盛り込まれるべきである。また、4項は環境問題に関するものだけであるが、公正かつ持続可能な社会の実現は、環境の面だけではなく、社会的、経済的な社会の改善も含まれているので、そのような観点での記載も加えるべきである。

- 2 消費者教育推進計画において、宮城県消費生活サポーター養成制度が、消費者市民社会の意義の普及・啓発や、消費者教育を担う人材の育成の具体的施策として記載されていることからすると、サポーター養成制度は、消費者市民社会の構築、そのための人材育成の柱の一つとされているように思われるが、そうであれば、そのような位置付けが明記された方がよく、また、養成講座のカリキュラムに、「消費者市民社会に関する講義」を盛り込むべきである。

3 (追加意見)

当ネットにおいて、専門学校(特に外国人留学生が、言葉の問題もあり、消費者被害に遭うケースが多い)との情報提供を得た。各種ある専門学校は、大学等と違い、消費者教育が意識的に取り上げられている現状にはないものと予想される。専門学校(特に外国人留学生が)に対する消費者教育は、職場における消費者教育の事前教育としての意義も大きい。

消費者教育推進計画(案)の「第2節 ライフステージ・場ごとの取組」、「1 学校教育期での取組」 「(6) 大学・高等専門学校・専修学校・各種学校等」において、専門学校における消費者教育の必要性やその推進を図ることなども、付記されるよう検討を求める。